

教員資格制度に係る規制・制度の見直しについて ～規制改革実施計画を受けて～

令和3年9月

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課



規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）における実施事項

令和3年度措置

- b 特別免許状の授与に係る指針を改訂し、
- ・通年の申請を可能とし、取得までの時間を短縮できるよう都道府県教育委員会に要請
 - ・特別免許状取得者が（学校の）教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経験要件の廃止
 - ・都道府県教育委員会の基準の明確化・透明化を行う。

P. 3

令和3年5月に
特別免許状の授与に係る
指針を改訂

令和4年度までに検討結論、すみやかに措置

- a 教師の「質」の議論を行い結論を出し、教員免許制度や免許更新制について見直す。
- c 一定の能力・経験を有する社会人経験者が円滑に免許状を取得できるよう特別免許状を活用した仕組みを検討する。
- また、特別免許状の活用を促進するため、都道府県教育委員会が
- ・能力・経験の基準を明確に定めるとともに、
 - ・学校長の推薦を待つだけでなく、教育現場の実情を踏まえた授与が行えるようにする。
- d 社会人を教育現場に登用するため
- ・インターンシップのような仕組みによる質の確保や、
 - ・学校外でのマネジメント経験の考慮を行う。
- e 社会人登用に必要な採用プラットフォーム等の環境整備
- f 社会人等の学校への関わり方や必要な手続・要件の実情を把握し、多様な関わり方を前提に、多様な人材を積極的活用

P. 4～

「令和の日本型学校教育」
を担う教師の養成・採用・研
修等の在り方について（令
和3年3月12日中央教育
審議会諮問）

中央教育審議会「令和の日本
型学校教育」を担う教師
の在り方特別部会にて議論
を行い、令和4年度までに
結論を出し、必要な措置を
すみやかに措置

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂について（概要）

令和3年5月11日公表

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 全国で200件程度の活用に留まり、**私立高校や英語・看護の教科に偏った授与状況を改善し、公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう指針を改訂**する。

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

※黒字は改訂前、赤字は改訂後のポイント

1. 教員としての資質の確認

改訂のポイント1

確認基準によらない特別免許状の授与

例) オリンピック等国际大会の出場者 → 体育等
国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等
博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②のいずれかに該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

—【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】—

改訂のポイント2

600時間要件の廃止。例えば、特別非常勤講師制度を活用して継続的に1学期間以上勤務する場合も含まれる。

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

(例) ・企業等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

改訂のポイント3

NPO等での多様な勤務経験も加味

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

改訂のポイント4

学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

改訂のポイント6

市町村教委や学校法人の要望を考慮、受付時期や手続処理の利便性の向上

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

改訂のポイント5

任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能

【その他】

(1) 各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携**し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、**申請手続の整備及び周知を行うこと**。

(2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること**。

改訂のポイント7

都道府県教委等による研修の促進

(3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

(4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

改訂のポイント8 配置割合の基準廃止

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

◆教員免許更新制度導入後の社会的変化

1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
2. 教師の研修環境の変化（体系的かつ効果的な研修体制の樹立、国公私・地域の別を問わないオンラインによる研修コンテンツの充実等）

◆「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

- 学び続ける教師
- 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢
- 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び
- 適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」
- 質の高い有意義な学習コンテンツ
- 学びの成果の可視化と組織的共有

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて講ずべき当面の方策

- **公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（履歴の記録管理、受講奨励）**
 - ・ 文部科学省においては、任命権者が、教師が教員研修計画に基づき受けた研修の履歴等を記録及び管理し、当該履歴を活用しながら、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が、教師との対話を通じて、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを義務付けることを検討すべきである。その際、市町村教育委員会の行う研修や学校における校内研修・授業研究なども含めたような研修の履歴等を含む仕組みにすることが望まれる。
 - ・ 任命権者が当該履歴を記録管理する過程で、期待する水準の研修を受けていると到底認められない教師には職務命令による研修の受講や、職務命令に従わない場合には適切な人事上又は指導上の措置を講じることが考えられ、こうしたことを国が定める指針の中で明らかにすべきである。
- **現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正**
 - ・ 教員育成指標や教員研修計画を策定する際に任命権者が参酌する国の指針において、時代の変化に応じて教師が身に付けるべき資質能力など基本的な視点を明らかにすべきである。
- **国公立学校の教師を通じて資質能力を向上する機会の充実**
- **教職に就いていない者のための学習コンテンツの開発**

3. さらに検討を深めるべき事項と具体的方向性

- **研修履歴を管理する仕組みの高度化**
 - ・ 研修受講履歴管理システムの導入
- **新しい姿の高度化を支える3つの仕組み**
 - ・ 学習コンテンツの質保証
 - ・ ワンストップ的に情報を集約し、適切に整理・提供するプラットフォーム
 - ・ 学びの成果を可視化するための証明の仕組み
- **教職員支援機構の果たすべき役割**
 - ・ 全国的な研修・支援のハブ機能を有する教職員支援機構において、研修受講履歴管理システムの構築・運用に参画し、また、3つの仕組みを構築・運用し、これらを一体的に構築・運用
 - ・ 都道府県教育委員会等の任命権者等との共同（共同的な研修の作成・実施等）
 - ・ 基礎的な知識・技能を身に付けるための標準的な動画コンテンツの作成等

◆「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大など、一定の成果は上がってきたものの、

- ・ 更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねず、自律的かつ主体的に学ぶ姿勢は発揮されにくい。
- ・ 10年に1度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けていくことと整合的でない。
- ・ 個別最適な学びが求められる中で、共通に求められる内容を中心とする更新制とは方向性が異なっている。
- ・ 「現場の経験」を重視した学びは更新制の客観的な要件として位置付けることが困難である。
- ・ 免許状更新講習の受講は、本質的に個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上で限界がある。

「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずることで、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じることなどから、上記2. の当面の方策と同時に、**教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、**教師の専門職性の高度化を進めていく。

社会人等の登用について

～中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会主な論点例①（抜粋）～

「令和の日本型学校教育」を実現する上で求められる多様な専門性を有する質の高い教職員集団を構築するためには、これまで以上に、基本的なところからさかのぼって、人材確保の在り方を検討していく必要がある。

社会人等の登用を促進するための免許・採用の在り方（教師以外の学校関係職からの教職への転換）

- ✓ 教職課程を履修していない（在学途中で教職への志を持つようになった）現役学生も含めて、まず学習指導員等として学校現場に関わりを持つ職に採用された後、特別非常勤講師などで必要な知識経験を積み、それらの経験を加味して、免許状を取得し、教職に転換することも考えられるのではないか。

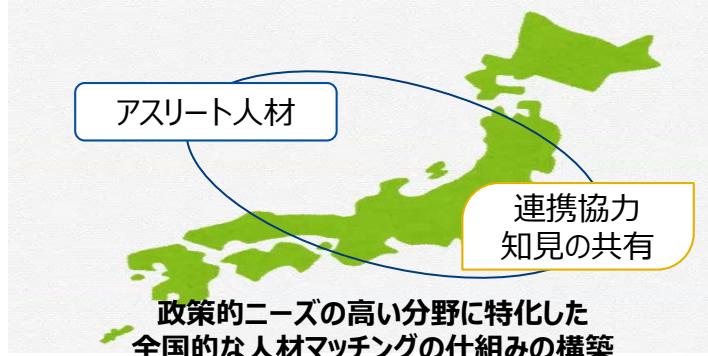
cf.特別免許状の授与に必要な教員としての資質の確認に当たり、学習指導員等の勤務経験を加味することができるよう明確化（令和3年5月指針改訂）

社会人等の登用を促進するための免許・採用の在り方（特別免許状制度、教員資格認定試験等の見直し）

- ✓ これから学校現場に参画しようとする社会人等の多様化するライフスタイルや多岐にわたる専門性に合ったものとなっているか、社会人等のこれまでの実務経験を適切に評価するものとなっているか、などの観点から、制度の在り方について検討してはどうか。
あわせて、教師を採用する任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるような環境整備も検討してはどうか（例えば、教職の基礎的な知識・技能を習得するための免許状未取得者向けプログラムの開発など）。
- ✓ 特別免許状制度については、例えば、①学校現場に参画しようとする者の専門性に対応できるよう授与教科区分を見直すことや、②そのような者にとって、免許状授与の予見可能性を高める観点から、授与手続や授与基準を透明化することが考えられるのではないか。また、教育現場の実情を踏まえて都道府県教育委員会自らがイニシアティブを取って授与が行えるようにすることが考えられるのではないか。
- ✓ 特別非常勤講師制度は、特定分野の専門性を有する人材を幅広く迎え入れていく観点から、例えば、「非常勤」という勤務形態の在り方を検討するなど、このような人材が学校現場で更に活躍しやすく、働きやすい制度にしていくことが考えられるのではないか。
- ✓ 教員資格認定試験は、今後、教師に求められる資質能力の再定義を踏まえて検討することとなる教職課程（カリキュラム）等の在り方の検討を踏まえつつ、例えば、試験区分を他の学校種・教科にも拡大するとともに、実務経験を加味して一部試験免除を行うなど、社会人等が学校現場に参画しやすくなるような試験制度に見直していくことが考えられるのではないか。

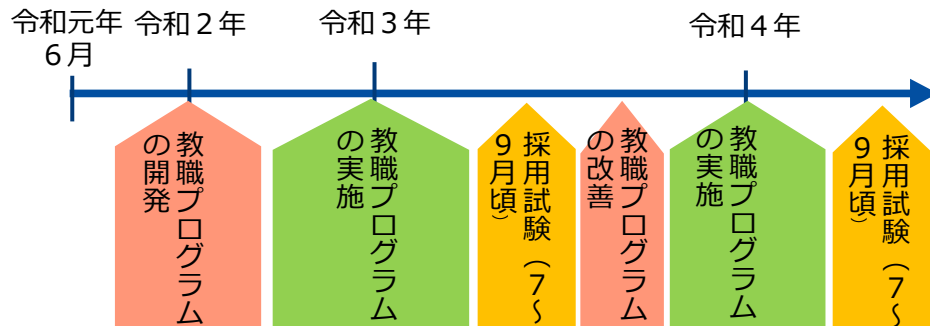
学校現場と多様な経験や背景を持つ人材をつなぐ在り方研究事業（分野に特化した全国的な仕組みの検討）

- オリンピアン・パラリンピアン等のアスリートを活用し、ニーズの高い分野の人材に特化した全国的なマッチングの在り方について検討する。
- 具体的には、①受入先の学校や多様な経験や背景を持つ人材の掘り起こし、②採用（マッチング）、③学校現場へ参画する際に必要な研修・講習の開発及び実施、④採用後のサポート等を含め一体的に支援する事例を創出しつつ、全国的な仕組みの在り方の検討を行う。
- 件数・単価：1箇所×約1,400万円（予定）



就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業（継続事業）

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019 について」（令和元年6月21日）において、正規雇用化をはじめとした活躍の場を広げる取組を3年間集中的に政府として支援する。
- そのため、毎年実施される教員採用試験に向けて、令和元年度補正予算にて開設したプログラムを引き続き実施し、教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等の学校現場への参画を支援する。
- 件数・単価：8箇所×約545万円（予定）



滋賀大学

受講時間帯が自由で、かつ双方向型のオンライン講習の仕組みを構築するとともに、模擬授業等の実技やICT等の最新技能を獲得できる対面講習を組み合わせて実施する。

香川大学

オンライン学習プラットフォーム（gacco）による講習のほか、附属学校を活用した参観実習、TT等による体験授業のほか、教職自主サークルや教職セミナー等を通じ個々に応じたサポートを充実する。

学校管理職の在り方について

～中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会主な論点例②（抜粋）～

学校管理職（特に校長）に求められる資質能力 — 最近の動きを踏まえた再整理 —

- ✓ 都道府県等の教員育成指標や近年の中教審答申等も踏まえると、学校管理職に求められる基本的な役割は、以下の通り整理できるのではないか。

1. 学校経営方針の提示

学校の置かれた状況を分析することで、学校の教育課題を明らかにするとともに、国や県、市町村の教育施策も踏まえ、学校運営の基本方針を定める。

2. 組織づくり

- ・業務改善
- ・多様な人材を含めた組織体制の整備
- ・人材育成
- ・カリキュラムマネジメント
- ・危機管理体制の構築

等

3. 学校外とのコミュニケーション

- ・経営方針等の地域や家庭への情報発信
- ・地域や家庭の学校運営への参画の促進
- ・関係機関との連携

等

社会人等多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わりや度合い(頻度や業務内容等)に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験(幼稚園、小学校)、1年間の教職特別課程(中学校、高等学校、特別支援学校)、2~4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。
- ✓ 外部人材がいきなり教師として勤務するハードルを下げるため、スクールサポートスタッフや学習指導員、特別非常勤講師等として学校との関わり合いを徐々に深めていながら、学校現場への参画を促進する。

